

新発田市

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年2月

新発田市交通安全対策会議

1 目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、各小中学校、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し対応について協議してきた。

更に、全国各地で小学生が登下校中に連れ去られ殺害される事件が相次いで発生している事実を踏まえ通学路の安全確保に向けた取組を行うことが急務である。

このため、新発田市交通安全対策会議で「新発田市通学路交通安全プログラム」を作成した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることを目的とする。

2 通学路の交通安全に係る推進体制について

関係機関の連携を強化し、対策を確実なものとするため、市の交通安全に関する総合的な施策の企画に関して審議・推進している新発田市交通安全対策会議に通学路交通安全部会を設置し取り組むこととする。

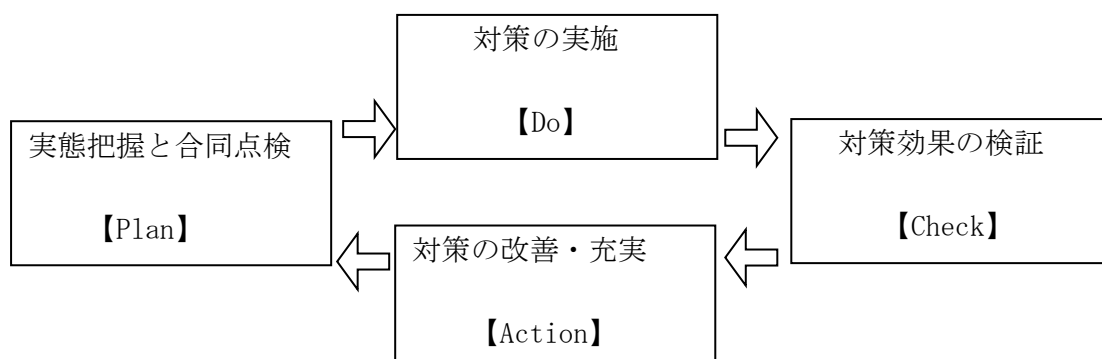
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、合同点検を行うなどして実態把握を行い、対策を講じる。

対策実施後の効果を検証し、改善・充実を図る。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上に努める。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 実態把握

- ・小中学校では、児童生徒、保護者、自治会等からの情報を受け、危険箇所を把握する。
- ・市内小中学校から危険箇所の実態を報告いただく。（各小中学校⇒事務局）
- ・報告のあった危険箇所を整理し実態を把握する。（事務局⇒関係機関）

(3) 対策の検討

- ・実態把握で明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに関係機関が具体的な対策を検討する。

【対策例】

道路管理者（国、県、市）	<ul style="list-style-type: none">・カーブミラーの調整や設置・カラー舗装や区画線などの路面表示・側溝のふた掛け・その他
交通管理者（所轄警察）	<ul style="list-style-type: none">・交通安全施設等の整備（道路標識、道路標示、信号機）・交通指導、交通取り締まり・その他
学校・地域等	<ul style="list-style-type: none">・通学路の見直し・児童生徒への交通安全教育・注意喚起看板の設置・その他

（４）合同点検の実施

- ・事務局は、関係機関と連携し、合同点検が必要な箇所を選定し、合同点検実施日の日程調整を行う。
- ・教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を実施する。

（５）対策の実施

- ・担当する関係機関が対策を実施する。対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。
- ・関係機関が実施する対策の実施について、事務局を通じて該当校に情報提供を行う。

（６）対策効果の検証

- ・交通安全対策会議を開催し対策実施箇所が実際に期待した改善につながっているか、児童生徒の安全が確保できているかを検証する。
- ・検証方法は、対策実施機関の確認、学校・児童生徒・自治会等への聞き取りなどとする。
- ・対策が進行中のものや対策が完了していない箇所は、進捗状況を確認する。

（７）対策の改善・充実

- ・対策実施後も合同点検や効果の検証を踏まえ、対策内容の改善・充実を図る。

（８）その他

- ・各小中学校では、道路状況の変化等により通学路の危険箇所が発生した場合は、事務局に報告する。

４ 情報の公開

- ・「新発田市通学路交通安全プログラム」、「対策一覧表」、「対策箇所図」は、市のホームページ等で公開するなど、広報に努めることとする。
- ・危険箇所の対策について進捗状況を含め、該当小・中学校に情報提供を行う。